

「MADE IN 喜多方」ロゴマークの使用基準

(目的)

第1 「MADE IN 喜多方」ロゴマークを、喜多方市産品等の魅力をPRする目的で広く適正に活用していただくため、使用基準等を定める。

「MADE IN 喜多方」とは

喜多方市民をはじめ市内の産業等にかかわる皆様が、日々努力し、誇りを持ってつくりあげている喜多方市産品やおもてなし・観光サービスなど、そこにかかわる方々の「誇り」や「想い」をロゴマークの使用を通じて広く全国の方々に伝えるためのメッセージツールです。

喜多方市内で製造、生産、加工、販売される製品・商品や農産物、そしておもてなしや観光サービスなど、その価値を誇るものであれば、有形・無形を問わず「MADE IN 喜多方」としてPRすることができますので、自社製品・商品やサービスに「MADE IN 喜多方」ロゴマークを使用し、広く喜多方市を発信してください。

また、「MADE IN 喜多方」ブランドの裏付けとなるような物語（特長、こだわり、魅力、安心安全のデータなど）も同時に発信してください。

この取り組みが広まっていくことで、全国に喜多方の名が発信され、一層の産業・観光振興が図られること、さらには「MADE IN 喜多方」そのものの高付加価値化・プレミアム化につなげ、地域ブランド力の底上げと明るい未来づくりに貢献することを目指しています。

(定義)

第2 ロゴマークとは、次に定めるものとし、使用に際しては会津喜多方商工会議所が提供するデザインパターンの画像データを使用する。

(1) 縦横の比率やレイアウト、文字色等のデザインおよびサイズの変更は認めないほか、詳細については別紙使用標準規程に示すものとする。

第3 ロゴマークは、原則として会津喜多方商工会議所会員であって、「MADE IN 喜多方」の考え方に賛同し、喜多方市産品の魅力やサービスの良さ等を広くPRする目的で使用する場合、または喜多方市の魅力や知名度を広くPRする場合にのみ、その使用を認める。

例) 自社商品・製品のPR

喜多方市で生産、製造、加工、販売される商品・製品等のパッケージに表示する、喜多方市産品等を梱包するダンボールに表示する、自社広報パンフレットに表示する等

例) 喜多方市の魅力や知名度のPR

市内で生産や加工等がされない既製品や仕入品に対して表示する、スタッフ着用ユニフォームや営業車等に表示する等

2 ロゴマークは、「MADE IN 喜多方」の趣旨に合致した喜多方市産品やサービス、その他取組等とともに使用すること。

3 第1項または第2項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を認めない。

(1) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合

(2) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合

(3) 喜多方市のイメージまたは品位を傷つけるおそれがある場合

(4) 特定の個人または団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用されるおそれのある場合

(5) 使用しようとする者が本来の業務との関連性がないにもかかわらず、ロゴマークのみを使用し、単に製品化して営利目的で販売する場合

例) シール、缶バッジ、キーホルダー、Tシャツ等

ただし、本使用基準に定める「MADE IN 喜多方」の考え方や目的、趣旨に合致すると考えられる場合は、別途理由書の提出により会津喜多方商工会議所正副会頭会議にて協議のうえ特例として使用を認めることがある。

(6) 前各号に掲げるもののほか、不相当と認められる場合

(使用申請・報告)

第4 ロゴマークを使用しようとする場合は、事前に使用許諾申請書を会津喜多方商工会議所に提出し、会頭の許諾を受けなければならない。

2 使用許諾申請書を提出した後で、申請内容と異なる使用をする場合は、速やかにその旨を会津喜多方商工会議所に届け出るとともに、改めて使用許諾申請書を提出しなければならない。

3 使用者は、会津喜多方商工会議所に対し、実際にロゴマークを使用した製品等について画像データによる報告義務を負うものとする。

4 使用者は、実際にロゴマークを使用した製品等について、会津喜多方商工会議所が行う広報等利用について同意するものとする。

(使用改善・取消)

第5 会津喜多方商工会議所が、本使用基準を逸脱する使用を発見したときは、使用者に対し改善を求めることができる。

2 使用者が前項の改善の求めに応じない場合は、使用の取消を求めることができる。

3 使用者が前項の取消の求めに応じない場合は、基準を逸脱した使用例として、使用者に関する情報等を公表することができる。

(責任の制限)

第6 上記第5の使用取消によりロゴマークの使用者に損害が生じても、会津喜多方商工会議所はその責めを負わない。

2 ロゴマークの使用者が、その使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、会津喜多方商工会議所は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(使用料)

第7 ロゴマークの使用料は、原則として無料とする。ただし、第3の第3項第5号の特例による営利使用については別途協議を必要とする場合がある。

(その他)

第8 本使用基準に定めのない事案、事項については、会津喜多方商工会議所正副会頭会議にて協議のうえ決定する。

(事務の所管)

第9 本使用基準に関する事務は、会津喜多方商工会議所が所管する。

附 則

1. この使用基準は、令和4年7月1日より施行する。
1. 一部改正使用基準（定義・第3第1項）は、令和4年8月10日より施行する。

ロゴマークについて

【文字ロゴ】

文字ロゴは、喜多方に根付いた古代文字（書：楽篆家 故高橋政巳）による書で、大地に根差したどっしりとした喜多方のものづくりへの姿勢と、力強く外に向かって発信していくことを表す太くしっかりとした書となっています。

農産物から酒、漆器、竹細工などの伝統工芸やラーメン、工業製品まで様々な喜多方の産品に応じて横書き、縦書きを用いています。



文字ロゴ 横組



文字ロゴ 縦組

MADE IN
KITAKATA

【シンボルロゴ】

シンボルロゴは、丸・三角・四角など、いろいろな形の喜多方の物産品を意味し、喜び多い方＝喜多方の「喜」を構成し、喜んでいる形を表現しています。

飯豊連峰と裾野に広がる大地や酒処喜多方を象徴するお猪口も連想させます。

水の豊かな環境や歴史ある物産品を、和のイメージで細やかさを表現しながら、新しいものづくりへの挑戦といった力強さも併せもつ重厚感のあるシンボルです。

シンボルロゴには、軽やかな細い線の古代文字（書：楽篆家 故高橋政巳）書を合わせ、游印と「喜」の●は同じ漆の朱で表現することで、まとまりのある親しみやすい「MADE IN KITAKATA」を表現しています。



シンボルロゴ 横組



シンボルロゴ 縦組



MADE IN KITAKATA

シンボルロゴ書なし